令和４年度（２０２２年度）熊本県新型コロナウイルス

感染症医療従事者派遣体制確保事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和４年９月２２日医政発０９２２第３８号、健発０９２２第１４号、薬生発０９２２第１号）、令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和４年４月１日厚生労働省発医政０４０１第１０号、厚生労働省発健０４０１第３号、厚生労働省発薬生０４０１第２８号）及び令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和４年９月２２日厚生労働省医政局医療経理室、厚生労働省健康局結核感染症課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染症等に対応する医療従事者の派遣体制を確保することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　新型コロナウイルス感染症医療従事者派遣体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年規則第３４号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助金の対象事業）

第２条　本補助金の交付対象となる事業は、別表１のとおりとする。

（補助金の算定方法）

第３条　補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額

に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）別表２の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。

２　交付決定前に支出した経費についても、令和４年（２０２２年）４月１日以降に支出した経費については補助対象とする。

（補助金の交付申請）

第４条　要項第３条第１項の交付申請書は、知事が別に定める期日までに提出するものとし、その提出部数は１部とする。

２　要項第３条第２項第１号の事業計画書は、別記第１号様式とする。

３　要項第３条第２項第３号のその他必要と認める書類は、次のとおりとする。

(１)所要額調書（別記第２号様式）

(２)その他参考となる資料

（補助金の交付条件）

第５条　規則第５条第１項第３号のその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

（１） 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（３）要項第１２条第１項の規定により、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、速やかに知事に報告しなければならない。（事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。）

（４）補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更交付申請）

第６条　要項第５条第２項の事業変更計画書は、別記第１号様式を準用するものとす

る。

（申請の取下げ）

第７条　要項第６条の申請の取下げをすることのできる期間は、補助金の交付決定の

通知を受けた日から起算して１０日を経過した日までとする。

（実績報告）

第８条　要項第９条第２項第１号の事業実績書は、別記第３号様式とし、その提出部

数は、１部とする。

２　要項第９条第２項第３号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（１）実績額精算書（別記第４号様式）

（２）その他参考となる資料

３　要項第９条第１項の実績報告書の提出期限は、知事が別に定める期日（規則第５条第１項第１号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から３０日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の３月末日のいずれか早い日までとし、その提出部数は１部とする。

附　則

　この要領は、令和４年（２０２２年）１１月２日から施行し、令和４年（２０２

２年）４月１日から適用する。

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業実施者 | 事業内容 | 留意事項 |
| ①新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業 | 県の要請に応じて医療従事者を派遣する医療機関 | （医療機関への派遣）  新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事させるため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医療従事者を派遣すること。  （医療従事者養成研修への派遣）  都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に医師、看護師、臨床工学技士を派遣した場合も対象に含む。 | （医療機関への派遣）  派遣する医療従事者は、人工呼吸器又は体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績がある者とする。 |
| ②新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療等を行う医師派遣体制の確保事業 | 県の要請に応じて医療従事者を派遣する医療機関 | 新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行うことができなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先） において当該医師に代わりに診療に従事させるため、医師を派遣すること。 | 補助対象となる派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療等に従事することができない期間とする。 |
| ③新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業 | 県の要請に応じて医療従事者を派遣する医療機関 | 勤務する医療従事者が自院又は他の医療機関で新型コロナウイルス感染症に対応することにより、一般の診療の遂行が困難になっている医療機関（派遣先）に対し、県の定める計画に基づき、県の登録を受けた医療従事者を派遣すること。 | （ｱ）派遣先の医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院とする。  （ｲ）派遣元は、医療機関として1か月延べ5日以上（派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる）の派遣を行うこと。  （ｳ）補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。  （ｴ）派遣する医療従事者について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除して補助を行う。 |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ 区分 | ２ 基準額 | ３ 対象経費 | ４ 補助率 |
| ①新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業 | 医師1人1時間当たり  7,550円  医師以外の医療従事者1人1時間当たり  2,760円  （重点医療機関に派遣する場合）  医師1人1時間当たり  15,100円  医師以外の医療従事者1人1時間当たり  8,280円 | 手当、謝金、旅費（宿泊費含む）、保険料その他医療従事者の派遣に必要な経費（人件費は含まない） | １０／１０ |
| ②新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業 | 医師1人1時間当たり  7,550円  （重点医療機関に派遣する場合）  医師1人1時間当たり  15,100円 |  |  |
| ③新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業 | 医師1人1時間当たり  2,265円  医師以外の医療従事者1人1時間当たり  562円 |